

減損損失 かんたん解説まとめ



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年1月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

減損損失 かんたん解説まとめ

減損処理の3つのステップ

すべての資産をいきなり帳簿価額を減額するわけではなく、段階を踏んで判断します。

手順	内容	判定基準
1. 兆候の把握	減損の可能性があるかチェック	営業活動による赤字の継続、市場価格の著しい下落（50%以上など）、使用範囲の急激な変更（工場の閉鎖等）など。
2. 認識の判定	実際に減損処理が必要か判定	「割引前将来キャッシュフロー（総額）」が「帳簿価額」を下回っているか？ ※下回っていればステップ3へ。
3. 損失の測定	いくら減額するか計算	帳簿価額を「回収可能価額」まで引き下げ、その差額を特別損失に計上。

減損損失 かんたん解説まとめ

「回収可能価額」の算出方法

損失額を決定する際、その資産の価値（回収可能価額）は、以下のAとBのうち高い方の金額を採用します。

- ・A. 正味売却価額：資産を今売却した場合の手取り額（時価 - 処分費用）。
- ・B. 使用価値：資産を使い続けた場合に得られる将来キャッシュフローの現在価値。

会計と税務の「ズレ」に注意

減損会計は、会計と税務で取り扱いが大きく異なります。

- ・会計上：将来の損失リスクを早期に反映させるため、損失を計上します。
- ・税務上：原則として損金（経費）に算入できません。（評価損が認められるのは、災害による著しい損傷など、一定の要件を満たした場合に限られます）

そのため、確定申告時には減損損失額を「加算（自己否認）」する調整が必要となります。このズレは「将来減算一時差異」となり、税効果会計（繰延税金資産の計上）の対象となります。